

告 示

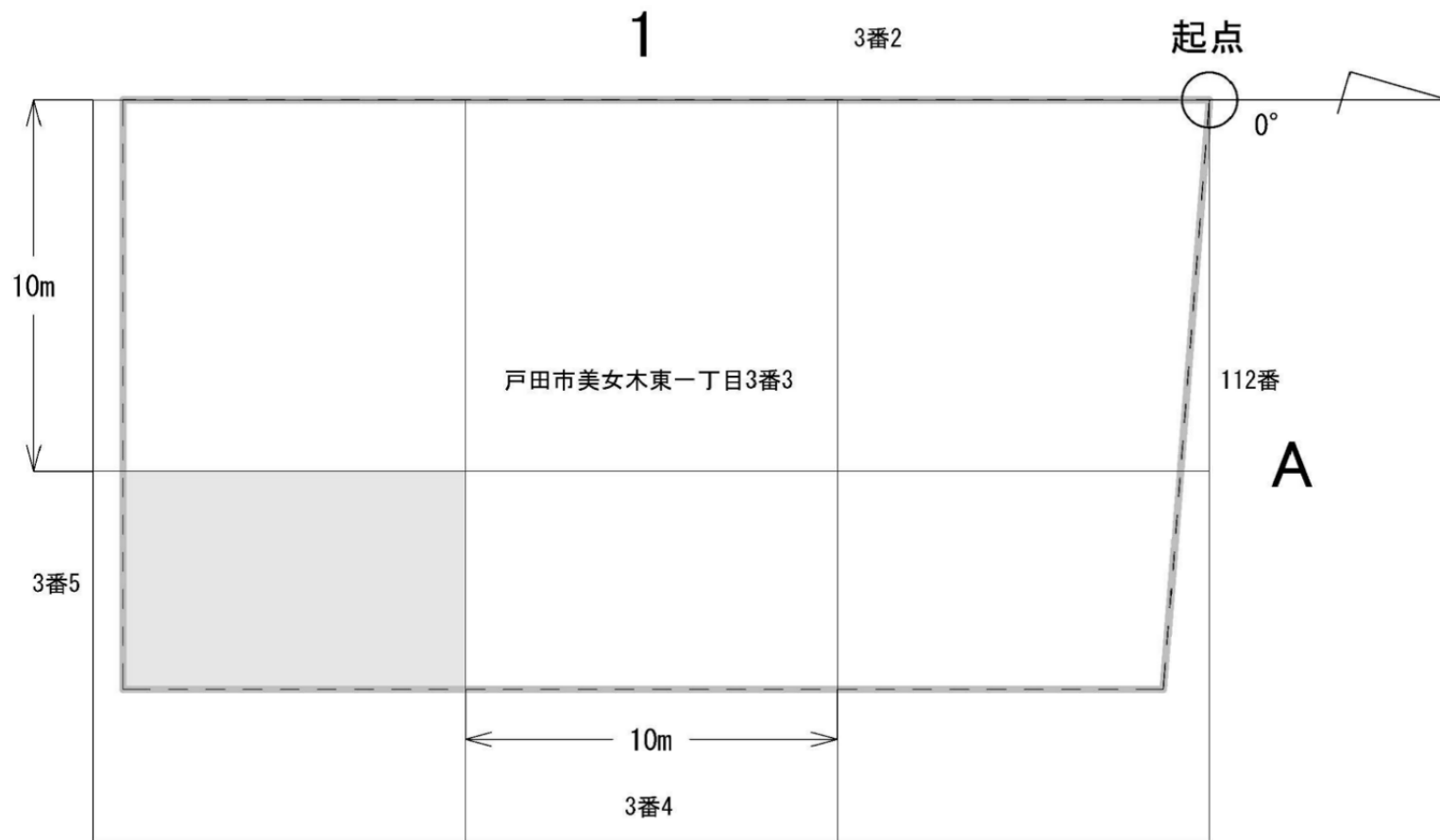
埼玉県告示第九百六十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年埼玉県告示第二百八十三号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和五年九月五日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県戸田市美女木東一丁目三番三の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ほう素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



起点
起点は埼玉県戸田市美女木東一丁目
3番3の最北端とする

格子の回転角度 0°

- 形質変更届出区域の指定を解除する区域
- 敷地境界
- - - 地番境界